

○国立大学法人三重大学名義使用取扱要項

(平成 19 年 7 月 26 日要項第 617 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日要項

平成 23 年 11 月 22 日要項

平成 28 年 9 月 1 日要項

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人三重大学(以下「本学」という。)の後援、協賛等の名義使用(以下「名義使用」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(主催者)

第 2 本学の名義使用の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 国の機関
- 二 教育研究機関
- 三 地方公共団体及びその機関
- 四 学術団体
- 五 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人等を除く。)
- 六 その他学長が適当と認めるもの

(事業内容)

第 3 本学の名義使用の許可を受けようとする事業は、次の各号に該当するものとし、開催場所については、健全で、安全が十分に確保されているものとする。

- 一 教育、学術又は文化の向上等に寄与する目的を有することが明らかに認められること。
- 二 営利を目的とするものでないこと。
- 三 名義使用を許可することにより、本学が費用その他の負担義務を負うものでないこと。

(手続)

第 4 本学の名義使用の許可を受けようとする者は、名義使用許可申請書(別紙様式 1)(以下「申請書」という。)を原則として当該事業開催予定日の 1 月前までに学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、申請書の提出があった場合には、必要に応じ、役員等の意見を聞き、許可するものとする。

(許可条件)

第5 学長は、第4により名義使用の許可をする場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 申請書の内容に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- 二 事業終了後は、速やかにその結果について名義使用事業実施報告書(別紙様式2)により報告すること。

(許可の取消)

第6 学長は、申請書に記載された内容が事実と相違すると認めるときは、名義使用の許可を取り消すことができる。

(事務)

第7 名義使用に関する事務は、企画総務部総務チームにおいて処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、名義使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年7月26日から実施する。

附 則(平成23年3月24日要項)

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成23年11月22日要項)

この要項は、平成23年11月22日から実施する。

附 則(平成28年9月1日要項)

この要項は、平成28年9月1日から実施する。